

Financial Adviser

4

No.185

APR. | 2014

www.kindai-sales.co.jp

平成26年4月1日発行(毎月1回1日発行)
平成11年6月14日第3種郵便物認可
第16巻第4号通巻185号

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

投資家デビューを プロデュースする！

NISA、確定拠出年金を活用した
20、30歳代からの資産形成術

連載

知識のブラッシュアップに役立つ

FPマンスリーレポート

金融 / 社会保険 / 保険 / 税金 / 不動産

FP相談実践事例集

ライフプランニング / 不動産プランニング / タックスプランニング

「笑顔相続のススメ」

第13回

相続放棄後に
生命保険金を受け取れるか？

父親は自分が離婚したせいでも、まだ、幼い娘から母親を奪ってしまつたことを申し訳なく思っていました。その後間もなく縁あつて再婚することとなり「これで娘に母親ができた」と胸をなでおろしていました。後妻には娘よりも年上の娘が2人いましたが、結婚と同時に養子縁組をしました。

父親からしてみれば、娘に2人の姉ができて、家族5人で賑やかに楽しく暮らしていけると思っていました。

再婚から20年後、父親が心筋梗塞で急逝してしまいました。父親には持ち家や預貯金・有価証券など、1億円程度の財産がありました。いざ財産を分けるとなったとき、財産に目がくらんだ後妻と姉2人は、結託して末の子に対し相続放棄をするよう仕向けたのです。

末の子にとっては多勢に無勢、言われるがままに相続放棄をしました。ところが、しばらく経つて、末の子が生まれて間もない頃に契約していた、父が契約者かつ被保険者、末の子を受取人とする3000万円の生命保険契約が存在することが判明しました。

相続を放棄した末の子は、この保険金を受け取ることができません。どうか。また、他の相続人としては何とかこの受取りを止めさせたいと考えていますが、それは可能なのでしょうか。

相続放棄とは、被相続人の預貯金・不動産等の財産のみならず、ローン等の債務も含めた被相続人が所有するすべての財産につき、一切の権利義務を承継しないものとする事

す。

相続放棄をすると、民法上「最初から相続人でない」ものとして末の子を扱い、遺産は残りの相続人（後妻・長女・次女）間で分割すればよいこととなるので、放棄した末の子は遺産分割協議に参加することはできません。

しかし、生命保険金は遺産分割協議の対象となる財産ではありません。生命保険金の保険金請求権は受取人であり、保険契約者たる被相続人固有の財産ではなく受取人の財産として扱われることとなりますので、たとえ受取人である末の子が相続放棄をしていても、他の相続人の許可なく生命保険金を受け取ることができません。

この受取りを阻止する方法はないのです。

ただし、この保険金は被相続人固有の財産ではありませんが、相続税の計算上「みなし財産」として相続税の課税対象となります。

また、相続税法上、生命保険金には非課税規定（500万円×法定相続人の数）がありますが、相続放棄をした末の子は非課税規定の適用を

受けられません。

父親は常々「実の子には自分が死んだあと、どんなことがあってもお金を残してあげたい」と周囲の知人に話していましたが、お金に宛名を付けることのできる生命保険契約を活用した結果、父親の想いのとおり、きちんと実の子に保険金というお金を残すことができました。

ちなみに、生命保険契約締結の際、契約者や被保険者には署名押印を求めますが、受取人には特に通知されませんので、今回のように父が契約者・被保険者となっている契約は誰の知るところでもない契約になってしまうとおそれがあり、契約者の想いが果たされないままになってしまいます。

このような事態を避けるため、日頃から保険契約も含めた自己の財産をご家族と共に確認していくことが笑顔相続の布石になります。



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。『Q&A相続税大増税に備える「笑顔相続」のススメ』（ぎょうせい）発売中。